



子育て教育の地域共同システムづくり —教育施策も 一体化した自治体こども計画の策定課題—

渡部, 昭男

渡部 (君和田), 容子

(Citation)

日本教育行政学会 第59回大会:1-25

(Issue Date)

2024-10-26

(Resource Type)

conference object

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100491859>



日本教育行政学会第59回大会（2024.10.26神戸大学／自由研究 I-A：オンライン分科会）

子育て教育の地域共同システムづくり —教育施策も一体化した自治体こども計画の策定課題—

渡部 昭男（大阪信愛学院大学）

渡部（君和田）容子（名古屋女子大学）

1

目次

- 1. 本報告の課題
- 2. 自治体こども計画策定の好事例調査及び
パブリックコメントにみる工夫と懸念
- 3. 自治体総合施策221例の調査にみる注目事例
- 4. シームレスでトータルな
子育て教育の地域共同システムづくり

1. 本報告の課題

- こども基本法(2023.4.1施行)第10条は、こども大綱を勘案してこども計画を策定することを都道府県及び市町村の努力義務としている。
- こども大綱が閣議決定(2023.12.22)され、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」が公表(2024.5.24)された今、各自治体では「こども計画」の策定が現在進行中である。
- 本報告では、子育て教育の地域共同システムづくりの観点から、教育施策も一体化した自治体こども計画の策定課題を検討する。

2. 自治体こども計画策定の好事例調査 及びパブリックコメントにみる工夫と懸念

- こども家庭庁では、自治体こども計画策定支援を行っており、こども政策推進事業費補助金（自治体こども計画策定支援事業）を42の採択自治体に交付するとともに、令和5年度自治体こども計画に関する調査業務報告書を公表している。
(<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-keikaku/chousa/>)
- その報告書から、好事例14自治体について「教育委員会との連携の工夫」を表1にまとめた。
- 全部局をまたいだ組織・庁内横断的会議体・審議会のメンバー／常任理事、ワーキンググループ等への参加、協議、調整・確認、ヒアリング・照会、連携などの回答がある一方で、「連携会議は今のところ予定はない」との記載もあった。

表1. 教育委員会との連携の工夫(こども家庭庁資料より抜粋)

No.	自治体名	自治体規模	ヒアリング先の部課	問: 都市計画部局や、教育委員会との連携での工夫
1	北海道剣淵町	中都市未満	住民課環境生活グループ	学校で回答の時間をとって、タブレットを用いてアンケートを実施するため、 教育委員会 と連携している。また、計画策定の会議に、行政では教育委員会、住民課、保育所、健康福祉課も関わっている。
2	秋田県湯沢市	中都市未満	福祉保健部子ども未来課 児童福祉班	庁内検討会では、こども担当部署以外(教育委員会 、少子化担当、雇用に関係ある商工関係)も含めた担当で調整(事業や施策の洗い出し)し、課長が確認する予定である。
3	山形県	都道府県	しあわせ子育て応援部 しあわせ子育て政策課	策定及び施策の展開にあたって、知事を本部長とする 全部局をまたいだ組織 「子育てするなら山形県推進本部会議(以下:本部会議)」を設置している。
4	東京都豊島区	大都市	子ども家庭部子ども若者課 管理・計画グループ	計画案を審議する審議会には 教育委員会 も常任理事として出席している。都市整備部は審議会の理事ではないが、計画の実施事業に都市整備部の事業も含まれる。
5	川崎市	大都市	こども未来局総務部企画課	必要に応じて連携
6	相模原市	大都市	こども・若者政策課 総務・政策班	子ども応援プランを策定するために、庁内横断的な会議体を作り検討。/ 教育委員会 には学校教育関係や生涯学習関係など幅広く参加していただいております。こども関係以外でも、市民全体で子育てを応援するということで市民協働推進課、企業も含めて育休など取りやすい体制を作るということで産業支援関係の方が参加。/他の計画でも課長級の庁内連携会議を設けるのが標準的である。
7	石川県	都道府県	健康福祉部少子化対策監室 子ども・子育て企画グループ	特記事項なし
8	浜松市	大都市	こども家庭部次世代育成課	教育委員会 の職員もワーキングメンバー等として会議に参加している。
9	名古屋市	大都市	子ども青少年局企画経理課 企画係	特記事項なし
10	滋賀県	都道府県	健康医療福祉部子ども・ 青少年局 子ども未来戦略室	教育委員会 の所管する計画(教育基本計画、教育大綱)等との間で内容や目標値に齟齬のないよう調整を行った。
11	京都市	大都市	子ども若者はぐくみ局 育成推進課	関連する計画や事業について、ヒアリングや照会等を複数回実施した。/計画策定後も、年に1回の進捗管理を行っている。
12	大阪府豊中市	中都市	こども未来部こども政策課 企画調整係	計画策定にむけて、随時協議を行った。
13	高知県四万十市	中都市未満	子育て支援課企画係	今年から 教育委員会 を通じて学校側ともさらに連携したいと考え、教育長とも話をし、かなり取り組みに理解をいただいた。その上で、校長先生にもスムーズに理解していただき、学校の協力を得ることができた。
14	福岡県宗像市	中都市未満	子ども子育て部子ども育成課 子ども政策係	特にないが、計画策定の段階で1・2回はワーキングを開かないといけなと考えているが、連携会議は今のところ予定はない。/ワーキングには、計画に載せる事業と関係がある部署が参加する。どこまでの部署を参加させるかは想定できないが、1つでも事業が入っていれば参加していただく、もしくは説明をしたいと考えている。

2. 自治体こども計画策定の好事例調査 及びパブリックコメントにみる工夫と懸念

■ ガイドラインに係るパブリックコメント(2024.5.24公表)

(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5f358887-4ab1-4c56-85ae-5f417e903dbb/22318d5c/20240524_policies_kodomo-keikaku_07.pdf)

- 「『アンケート調査票の学校配布等、教育現場の実質的な協力を仰ぐ際は、首長部局と教育委員会がよく連携し、現場の実情に合わせた取組とすることが望ましいです。』とあるが、教育委員会との調整が難航することも想定される」との懸念が寄せられている。
- 「本ガイドライン作成にあたっては、文部科学省と連携してp34『教育振興基本計画について』やその事例を記載しました。また、7章で示す『こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン』を文部科学省を通じて各教育委員会とも共有しております。自治体内の首長部局と教育委員会が連携しながら、地域の実情に応じた自治体こども計画を策定いただけるよう、引き続き支援してまいります」と回答している。

3. 自治体総合施策221例の調査にみる注目事例

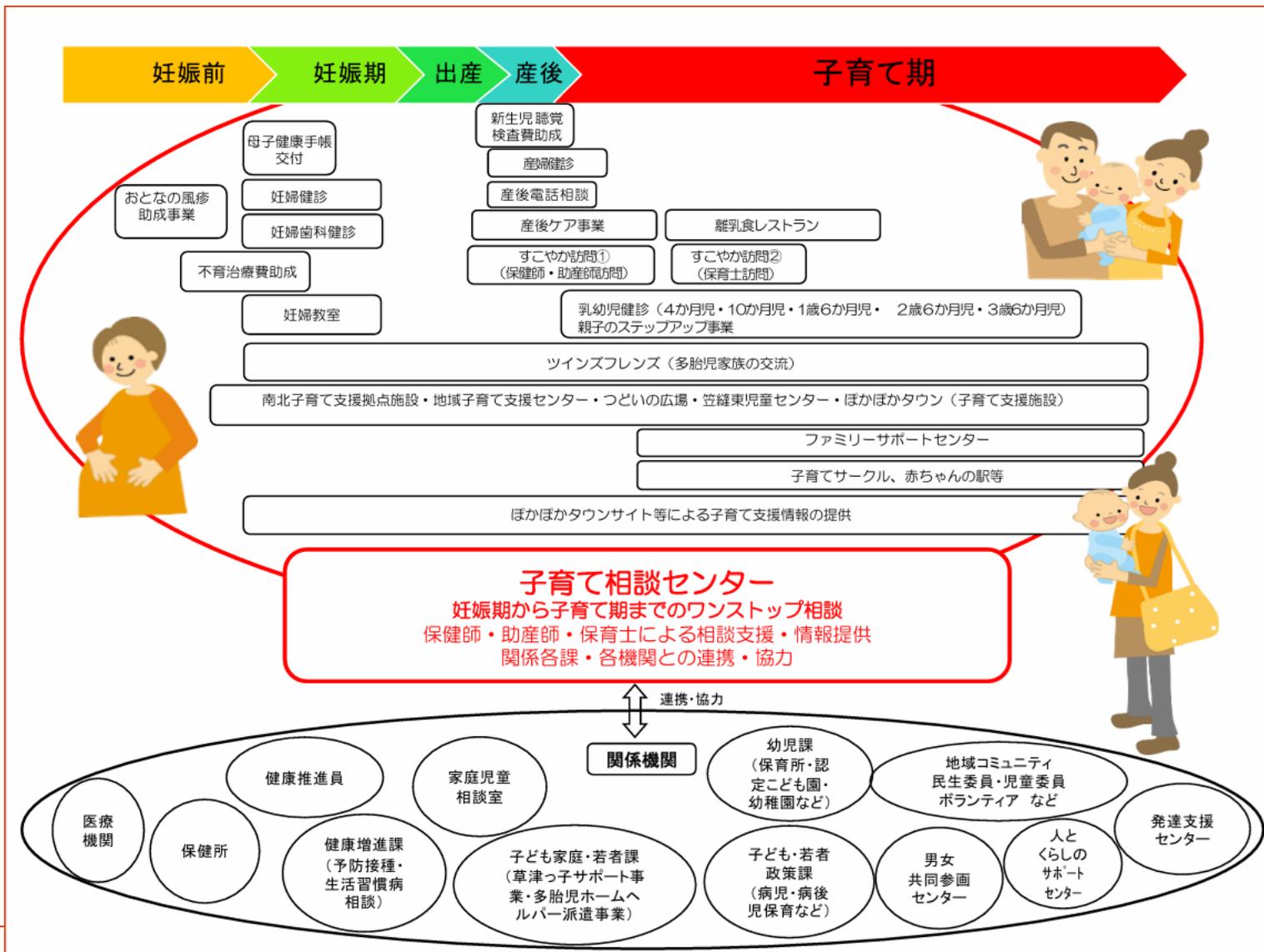
■ 例1：草津市（一般市） 「草津市版ネウボラ（イメージ図）」

(<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/kosodatesodan/neuvola.files/R6.pdf>)

【特徴】

- ・ 妊娠前～子育て期
- ・ 妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援
(就学前／教委関連は無し)
- ・ 草津市「草津市版ネウボラ 妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援」

2024.8更新



3. 自治体総合施策221例の調査にみる注目事例

■ 例2：鳥取県（都道府県） 「子どもの成長に応じた主な子育て支援」

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1341565/3kodomonoseityouniouzita.pdf>)

【特徴】

- ・ 妊娠期～学童期
- ・ 教委関連は無し
- ・ 鳥取県『とっとり子育て応援ガイドブック（令和6年度改訂版）』
2024.9

子どもの成長に応じた主な子育て支援

	妊娠期	出生	新生児期	乳児期	幼児期	学童期
年齢等	40週前後		生後0日～28日	生後29日～1歳未満	1歳～	就学前 6歳～ 12歳
母子手帳	●母子健康手帳 P4					
予防接種			●予	防疫種 P10		
訪問指導	●妊婦訪問指導		●新生児訪問 P6 ●赤ちゃん訪問(家庭訪問支援)			
健康診査	●妊婦健診 P4		●産後健診 P6 ●乳	幼児健診 P9	●幼児歯科健診 ●フッ素塗布	
相談・教育	●妊娠教室・両親学級 P4		●育児教室 ●離乳	乳食講習会 幼児歯科保健指導		
	●保健センター等での相談		●育児相談 ●乳	センター P20		
預かる集う	●子育てサークル P19		●地域子育て支援	●保育所・地域型保育事業所 P15 ●認定こども園 P16 ●一時預かり・病児・病後児保育、ショートステイ・トワイライトステイ P14	●放課後児童クラブ・放課後子ども教室 P21	
			●フ	ファミリー・サポート・センタ P20	●児童館(乳幼児～中学生等) P21 ●幼稚園 P16 ※2歳児は幼稚園が行う預かり保育	
経済的支援	●妊婦健診受診券交付		●出産育児一時金 P8 (3～4か月、9～10か月) ●小児医療費助成 P11 ●育児休業給付金・社会保険料免 ●児童手当(中学生卒業まで) P4	交付	除 P8	
				●保育料軽減(同時在園・多子世帯) P15 ●幼児教育・保育料無償化(主に3歳児以上) P17		
地域の子育てサービス	●とっとり子育て応援パスポート事業(妊婦～18歳以下)					
育児と仕事			●産前産後休業(産前6週間・産後8週間) P7 ●育児休業:子どもが満1歳になるまで ●育児時間:子どもが満1歳になる ●子の看護休暇:1年に5日(子どもが2人以上) ●育児短時間勤務・残業免除(子ども) ●深夜勤務の免除・時間外労働の	で P7 まで P7 上の場合は10日)まで子どもが病気やけがの場合休暇の取得が可能(小学校就学前まで) P7 が満3歳になるまで) P7 制限(子どもの小学校就学前まで) P7		
	●母性健康管理の措置 P5					

3. 自治体総合施策221例の調査にみる注目事例

■ 例3：豊橋市（中核市）

「ライフステージに応じた子ども・子育て支援」

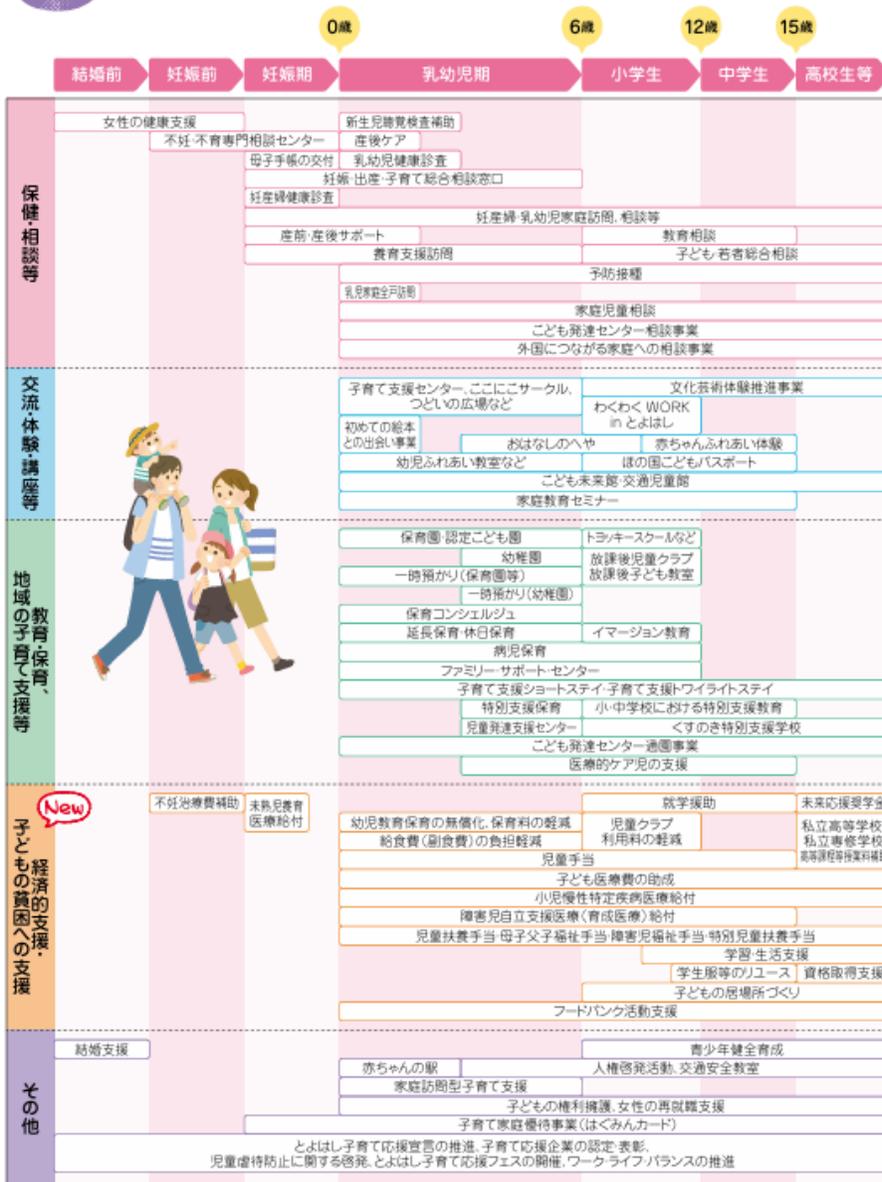
(https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/73467/gaiyou_R2-6.pdf)

【特徴】

- ・ 結婚前～高校生等
- ・ 教委関連は一部有り(下記)
- ・ 豊橋市「第2期 豊橋市 子ども・子育て応援プラン概要版（令和2年度～令和6年度）」2024.4

特別支援保育	小・中学校における特別支援教育
児童発達支援センター	くすのき特別支援学校
こども発達センター通園事業	
医療的ケア児の支援	
就学援助	
未来応援奨学金	
幼児教育保育の無償化、保育料の軽減	児童クラブ
給食費(副食費)の負担軽減	利用料の軽減
児童手当	私立高等学校・私立専修学校 高等課程等授業料補助

6 ライフステージに応じた子ども・子育て支援



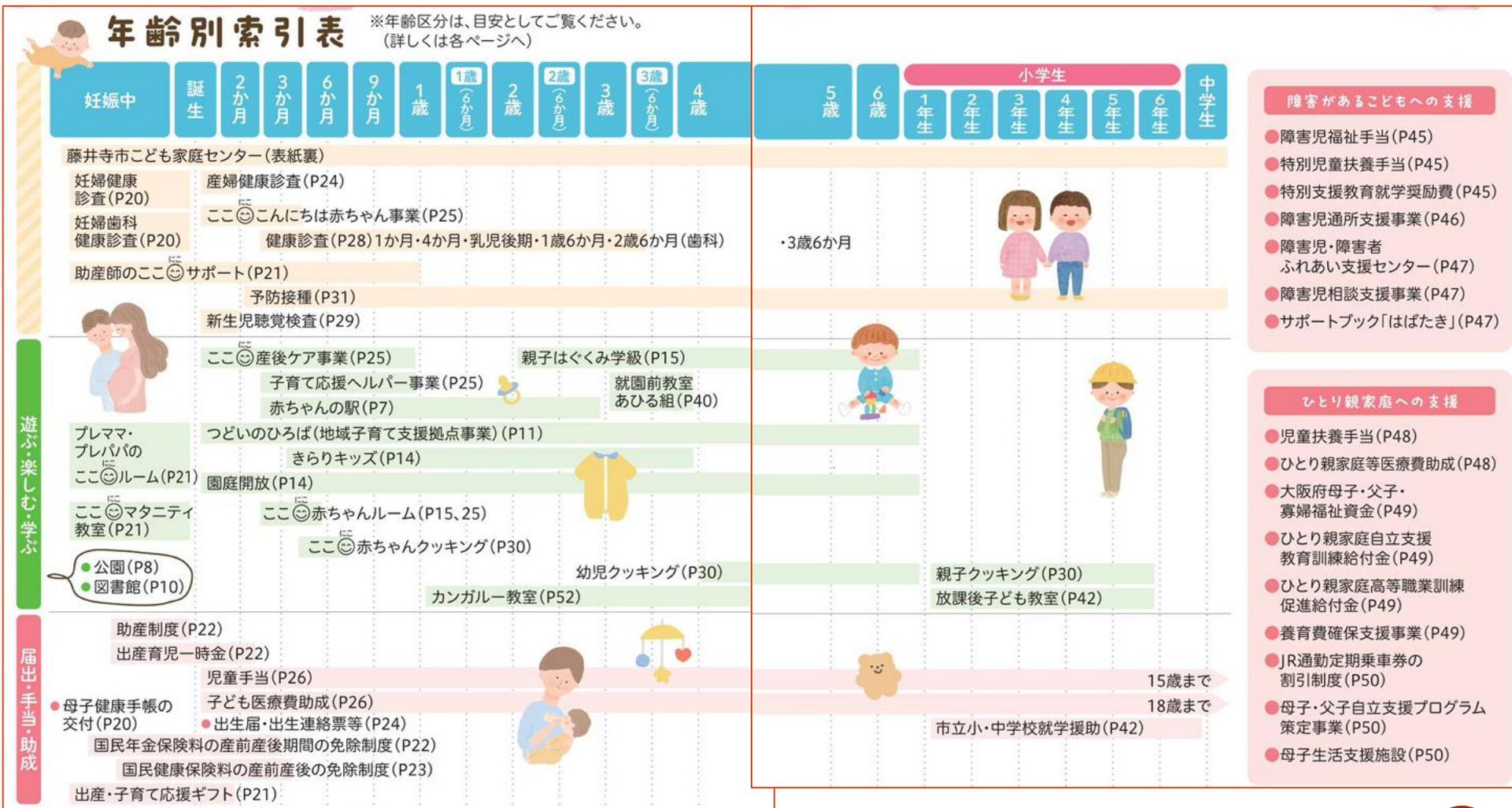
3. 自治体総合施策221例の調査にみる注目事例

■ 例4：藤井寺市（一般市） 「年齢別索引表2024年度子育てマップ藤井寺」

(https://www.city.fujiidera.lg.jp/material/files/group/12/R6_map_zennhann.pdf)

【特徴】

- ・ 妊娠中～中学生
- ・ 教委関連は
就学援助のみ有り
- ・ 藤井寺市『2024年
度子育てマップ藤
井寺』2024.4



3. 自治体総合施策221例の調査にみる注目事例

■ 例6：池田市（一般市） 「発達支援Map 年齢別チャート図」

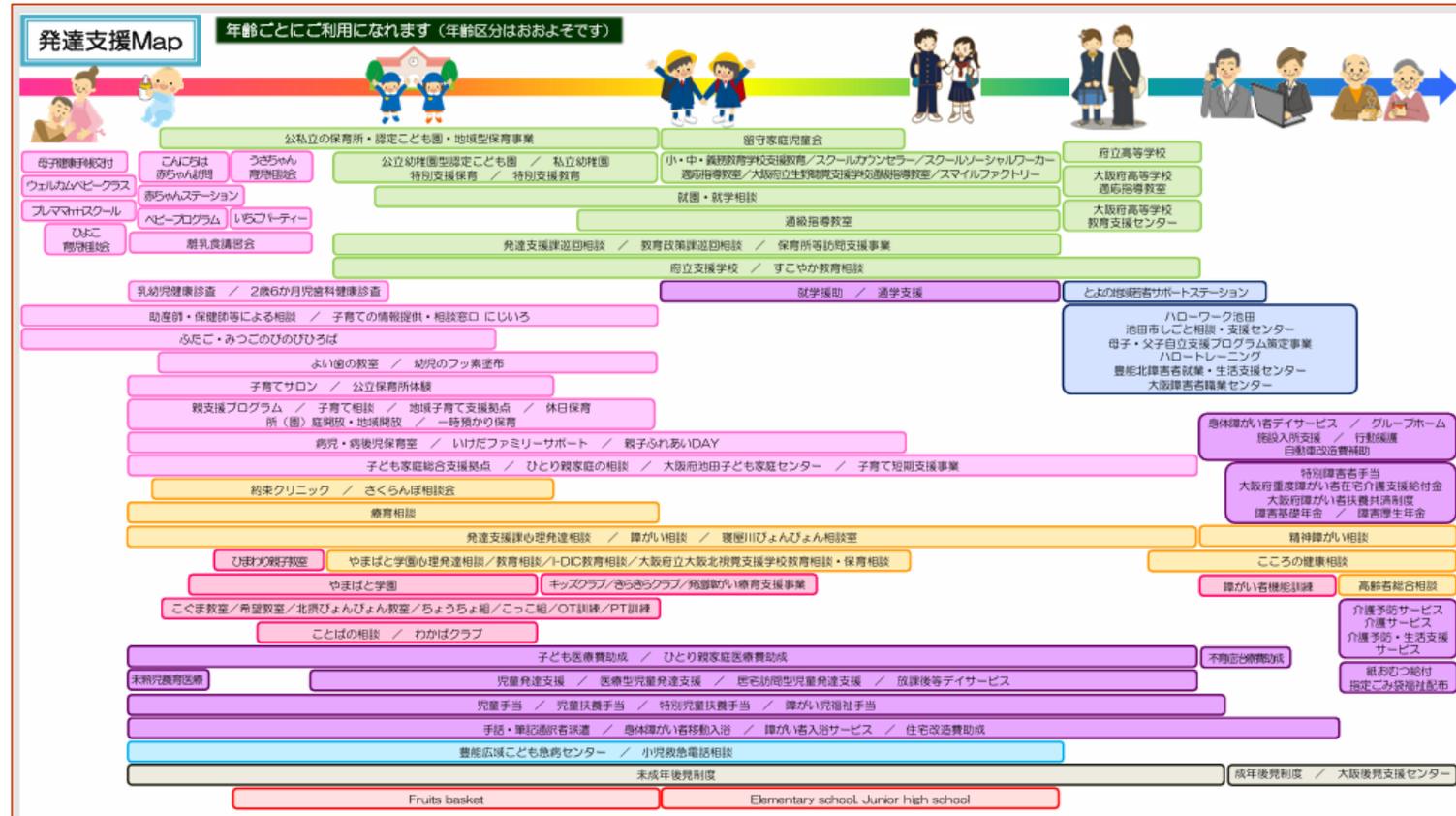
(https://www.city.ikeda.osaka.jp/material/files/group/61/hattatsu_shien_map2023_4.pdf)

【特徴】

- ・ 妊娠～高齢期
- ・ 保健、福祉、医療、教育
- ・ 年齢別・分野(色)別

各色が示す分野
 医療
 子育て
 保育所・幼稚園・学校
 発達に関する相談
 専門療育・訓練
 福祉
 就労、社会参加
 For foreign residents
 法律的支援制度
 ピアサポート

保育所・幼稚園・学校



■ 池田市 「池田市発達支援Map」 2023.6

年齢ごとにご利用になれます（年齢区分はおおよそです）



- | | |
|---|---------------|
| 大阪府障がい者扶養共済制度 | 身体障害者福祉会 |
| 精神障がい者バス利用助成事業 | 手をつなく親の会 |
| 重度障がい者タクシー料金助成事業 | 身体不自由児（者）父母の会 |
| Human Rights, Culture and International Exchange Division | 精神障害者家族会てしま会 |
| Ikeda Diversity Center | 当事者会「ムジャンマ」 |
| | 難病の患者会 |

4. シームレスでトータルな子育て教育の地域共同システムづくり

- こども基本法はこどもを「心身の発達の過程にある者」（2条1項）と定義し、一律に18歳ないし20歳で区切っていない。このことによって、教育行政学においても、乳幼児期からおとなになるまでの切れ目ない一体的な（シームレスでトータルな）こども施策（教育施策を含む）を探究する研究課題が生まれていよう。
- 単に少子化対策という国策遂行のためということではなく、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり（こども基本法1条）、また住民の福祉の増進を図ることを基本（地方自治法1条の二）として、こども・若者・住民の参画による子育て教育の地域共同システムづくりを志向したい。

4. シームレスでトータルな子育て教育の地域共同システムづくり

- 子どもに関する諸計画の総合・一体化 (<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-keikaku/>)

- こども家庭庁「自治体こども計画策定のためのガイドライン(全体版)」
p. 1 自治体こども計画の概要

都道府県こども計画及び市町村こども計画（以下、自治体こども計画）は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画及び市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。

- **子ども・若者育成支援推進法**第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画及び市町村子ども・若者計画
- **子どもの貧困対策の推進に関する法律**第9条に規定する、都道府県計画及び市町村計画
- その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
(例)
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

4. シームレスでトータルな子育て教育の地域共同システムづくり

- p. 1 : このような既存の法令と一体のものとして自治体こども計画を作成することにより、**区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとする**こと、**事務負担の軽減を図ること**などが期待されています。他方、地域の実情に応じて個別に計画を作成し、それらを相互に関連計画として位置付け、内容に応じて適宜参照しあうなど整合を図ることで、それらの計画を自治体こども計画と位置付けることも可能です。
- p. 31 : 自治体こども計画で示す施策の内容は、**教育**、福祉、都市計画など様々な分野と密接な関係を有していることから、都道府県こども計画や自治体総合計画のような上位計画や、以下に示すような他の分野の計画が作成されている場合には、これらの計画との整合が図られていることが必要です。また、関連する部署とは、データの収集から、方針・目標の設定、事業内容の検討などについて、それぞれの段階で連携・調整を行うことが重要です。
- 例示：総合計画、地域福祉計画（社会福祉法）、障害者計画（障害者基本法）、障害児福祉計画（児童福祉法）、**教育振興基本計画（教育基本法）**、食育推進計画、地域防災計画。

4. シームレスでトータルな子育て教育の地域共同システムづくり

■ p. 50

第7章 こども・若者、子育て当事者等への意見聴取、反映

7-1 こども・若者、子育て当事者への意見聴取

こども基本法第十一条では、“地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする”とされています。自治体こども計画に記載する課題やニーズ、施策等を当事者目線で検討するために、こども・若者、子育て当事者への意見聴取を積極的に行うことが望まれます。

- p. 51 : ② **教育委員会や学校との連携** ▶ 様々なこどもたちに参加の機会を広げるに当たって、教育現場との連携は有効です。学校からの推薦や無作為抽出による参加、出前授業の機会を活用した意見聴取、児童・生徒用の端末を活用したGIGAスクール構想との連携などが考えられる。

こども未来戦略 (2023. 12. 22閣議決定)

- こども家庭庁2023. 12
「こども未来戦略MAP」
(<https://www.cfa.go.jp/resources/kodomo-mirai>)
- 小学校入学～大学・大学院の施策の寄せ集め



4. シームレスでトータルな子育て教育の地域共同システムづくり

- 鳥取県・子育て王国課「シン・子育て王国とっとり計画の策定について」

(<http://db.pref.tottori.jp/pressrelease.nsf/webview/07FEC9F7CFFED35A49258AF2001B6855>) 2024. 4. 2

- 本計画は、こども基本法第10条に基づくこども計画として位置づけるとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する計画、子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画と一体のものとして策定

○子育て王国とっとり条例（抜粋）／（子育て支援等推進計画）

- 第11条 知事は、子育て支援等に関する施策が総合的かつ着実に推進されるよう、施策の内容、実施方法等を示す計画（以下「子育て支援等推進計画」という。）を定めるものとする。

○こども基本法（抜粋）／第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。／4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

参考資料1 シン・子育て王国とっとり計画（計画期間：令和6～10年度）の全体像

1 計画策定の趣旨

本県ならではのお互いの顔が見える関係の中で、地域全体で子育てを支え、全ての子どもが伸び伸びと育ち、子育て中の誰もが喜びを感じ、若者が将来に夢や希望が持てる全国一子育てしやすい鳥取県を「シン・子育て王国とっとり」として実現していく。

2 基本的方針

- ・子ども・若者を権利の主体として認識し、まんやかに据えた施策を展開
- ・良好な成育環境の実現、多様な価値観・考え方を前提とした施策の推進
- ・政策決定過程への子ども・若者、子育て世帯の参画促進
- ・子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 シン・子育て王国と通りの推進体制

- ・県、市町村等の責務、役割の明確化と各者が連携した施策の推進
- ・施策推進に係る審議会
- ・数値目標と指標の進行管理と毎年度の計画の点検・見直し

4 子どものライフステージに応じた切れ目のない支援

(1)子どものライフステージを通じた取組

- ①情報提供、相談体制の充実(相談窓口周知、LINE相談窓口設置検討など)
- ②家庭・地域での子どもの育成(保護者の学びの機会提供、子ども会活動の活性化、こども家庭センターの設置・地域の資源・人材を活用した子どもの居場所や親子の相談・交流拠点づくりの推進)

(2)子どもの誕生前から幼児期までの取組

- ①妊娠・出産期、幼児期までの支援
 - ・切れ目のない保健・医療の確保
 - ・不妊治療等の助成
 - ・産前・産後ケアの充実
- ②多様な保育ニーズへの対応
 - ・保育・幼児教育の質の向上・量の確保
 - ・保育所等における安全確保
 - ・豊かな「遊びと体験」
 - ・保育におけるインクルージョンの推進
 - ・病児・病後児保育の充実
 - ・幼保小の連携促進

(3)学童期・思春期の取組

- ①子どもの心身の成長の支援
 - ・基本的な生活習慣の形成
 - ・命、健康、性、妊娠・出産に関する知識の普及、相談支援の充実
 - ・子ども・若者が権利の主体であることへの理解促進
 - ・運動意欲の増進、体力づくり、遊びや体験活動の推進
 - ・安全・安心の通学環境
 - ・インターネット・SNSのトラブルから子どもたちを守るための対策と啓発
 - ・互いに支え合う関係づくり、地域コミュニティによる子どもの育成
- ②児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実
- ③子どもの居場所づくり
- ④いじめ防止、こころのケアの充実
- ⑤不登校の子どもへの支援

(4)青年期の取組

- ①若者の経済的、社会的自立を応援
 - ・若者の自立に向けた支援
 - ・雇用機会の確保、若年者の早期就職・職場定着の支援
 - ・労働環境の向上、労働関係トラブルへの対応
 - ・消費者トラブルの未然防止
- ②出会い・結婚、人とのつながりを応援
 - ・出会いから結婚までを応援
 - ・結婚に伴う新生活への支援
 - ・職場・地域における結婚応援
 - ・若年期からのライフデザイン

5 子育て当事者への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- ① 医療費の負担軽減 ② 保育料の無償化 ③ 在宅育児世帯への支援
- ④ 高校生等奨学給付金、奨学金貸与、就学支援等 ⑤ 高校生への通学費助成 ⑥ 高等教育の奨学金貸与・修学支援 ⑦ その他経済的負担の軽減等

(2) 地域における子育て支援、家庭教育の支援

- ① 地域の資源・人材の活用 ② 企業、店舗等が行う子育て家庭へのサービスの提供 ③ 家庭教育の支援
- ④ 子育て当事者への情報の提供

(3) 安心して子育てできるための職業生活と家庭生活の両立

- ① 男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ② 安心して子育てできる就労環境の整備

(4) ひとり親家庭への支援

- ① 子育てや生活支援の充実 ② 就業支援の充実 ③ 養育費の確保及び面会交流の推進 ④ 経済的支援の充実

6 特に支援が必要な子どもの健やかな生活の支援

(1) 孤独・孤立への対応

- ① ヤングケアラー、若者ケアラーに対する支援 ② ひきこもりに関する支援 ③ 性的マイノリティの子ども・若者への支援
- ④ 地域で暮らす外国の子ども・若者とその家族への支援

(2) 子どもの貧困対策

- ① 教育の支援 ② 生活の安定に資するための支援
- ③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ④ 経済的支援

(3) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

(4) 障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもへの支援

- ① 障がい児の相談支援及び障がい児施設等の充実
- ② きこえない・きこえにくい子どもとその家族への切れ目のない支援
- ③ 医療的ケア児及びその家族の地域生活を支えるための体制強化
- ④ 発達障がいに関する保護者への情報提供・県民への理解啓発の促進
- ⑤ 本人、保護者、学校、関係機関が連携した早期からの教育支援体制の整備
- ⑥ 手話言語や障がい者スポーツ等を通じた交流活動や啓発機会の確保

(5) 児童虐待防止対策等の推進

- ① 予防・早期発見に向けた効果的な啓発活動
- ② 児童相談所の体制強化及び資質向上
- ③ 市町村要保護児童対策の体制強化及び資質向上
- ④ 児童養護施設等関係機関の資質向上及び児童相談所等との連携強化

(6) 社会的養護施策の推進

- ① 里親支援の体制強化 ② 社会的養護経験者等の自立支援の充実 ③ 子どもアドボカシーの啓発と仕組みづくり
- ④ 社会的養護経験者の当事者団体の育成・サポート

(7) 子ども・若者の自死対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- ① 子ども・若者の自死対策 ② 犯罪などから子ども・若者を守る取組
- ③ 性犯罪・性暴力への対応 ④ 非行防止と立ち直りの支援

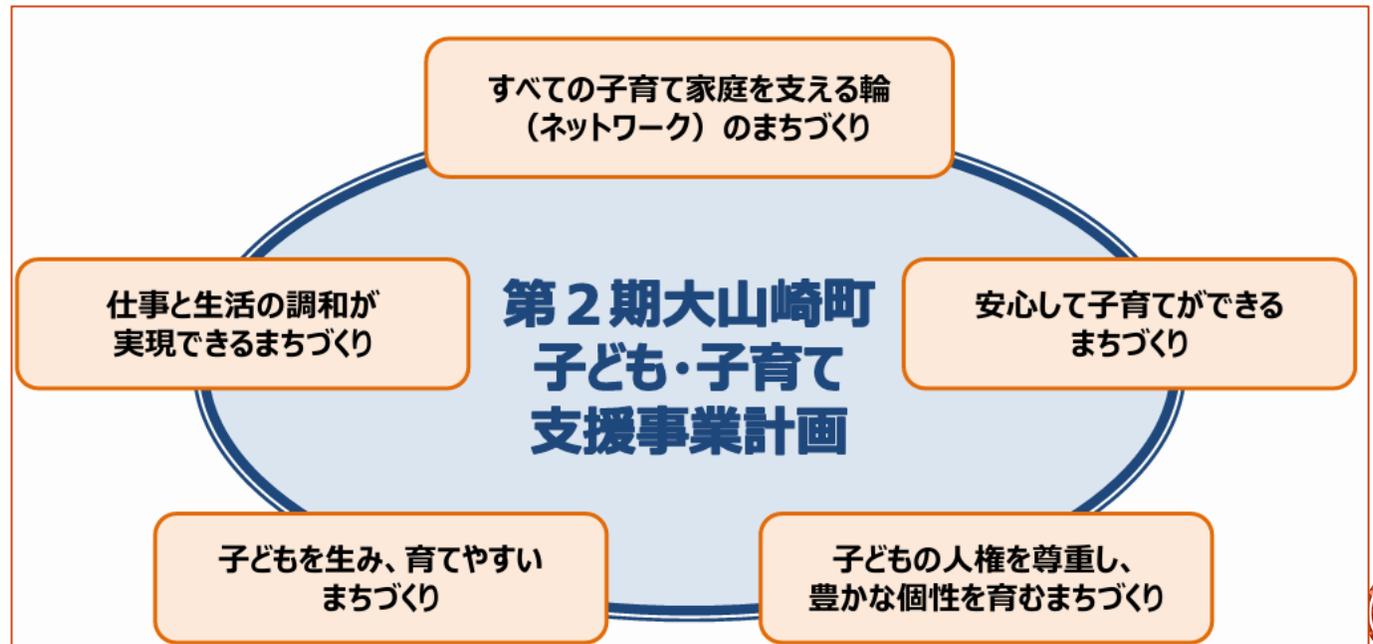
4. シームレスでトータルな子育て教育の地域 共同システムづくり

- 伊根町（町村）「子育て日本一のまち」（伊根町教育大綱2021.3）「子どもが健やかに生まれ、明るく希望を持ってのびのびと育つまち」（第2期伊根町子ども・子育て支援事業計画2020-24年度）を志向 伊根町HP (<https://www.town.ine.kyoto.jp/>)
- 高等学校生徒下宿費等補助金交付要綱(2006.10)、伊根町地方路線バス乗車負担軽減事業実施要綱(2012.6, 路線バス1乗車200円)、特別支援教育就学奨励費支給要綱(2014.1/伊根町立小中学校の特別支援学級在籍者対象)、伊根町修学旅行費補助金交付要綱(2015.3)、伊根町立小中学校教材無償化事業実施規程(2015.3/教材費の具体例:教科別テスト・ドリル・問題集・資料集, 各種用紙類, 教科別実習材料費, 理科実験セット, 石膏・粘土・粘土板, その他教材として区分される物)、伊根町就学援助規則(2015.11/通常学級在籍者を対象に追加)、伊根町立小学校及び中学校の遠距離通学支援及び通学の安全に関する規則(2016.2/小学校4km以上・中学校6km以上の場合のスクールバス利用ないし交通費支援)、伊根町立中学校ヘルメット等購入費補助金交付要綱(2017.3)、伊根町立小中学校基礎学力充実支援事業補助金交付要綱(2019.12/漢検・英検の検定料補助)、伊根町立小中学校給食費徴収規則(2021.3/給食費の補助から徴収免除[無償化]へ)、伊根町学校給食費及び教材費補助金交付要綱(2021.3/伊根町外への区域外就学者・特別支援学校就学者を対象に追加)、伊根町立小中学校モバイルルーター等貸出事業実施要綱(2022.4)、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金徴収に関する要綱(2022.4)等

4. シームレスでトータルな子育て教育の地域 共同システムづくり

■ 大山崎町（町村） 「第2期大山崎町子ども・子育て支援事業計画」 概要版 (https://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/material/files/group/33/gaiyou_kodomokosodate_2.pdf)

- p. 3：子育ては、社会の最小単位である家庭において、保護者が行うのが望ましい方法であることをすべての住民が認識し、子どもを生み育てることに喜びを感じ、子育ては楽しいものであり、子どもは次代を担う社会の宝であると感じられるような支援が重要です。
- すべての住民の共通認識のもと、地域全体で子育て家庭に対する支援の輪（ネットワーク）づくりに取り組むことで、子どもたちの権利と利益を最大限尊重し、子どもも大人も笑顔で健やかに暮らせ、住民みんなが子育てを自慢できるまちを築いていくことが、この計画を推進する上での大きな願いです。

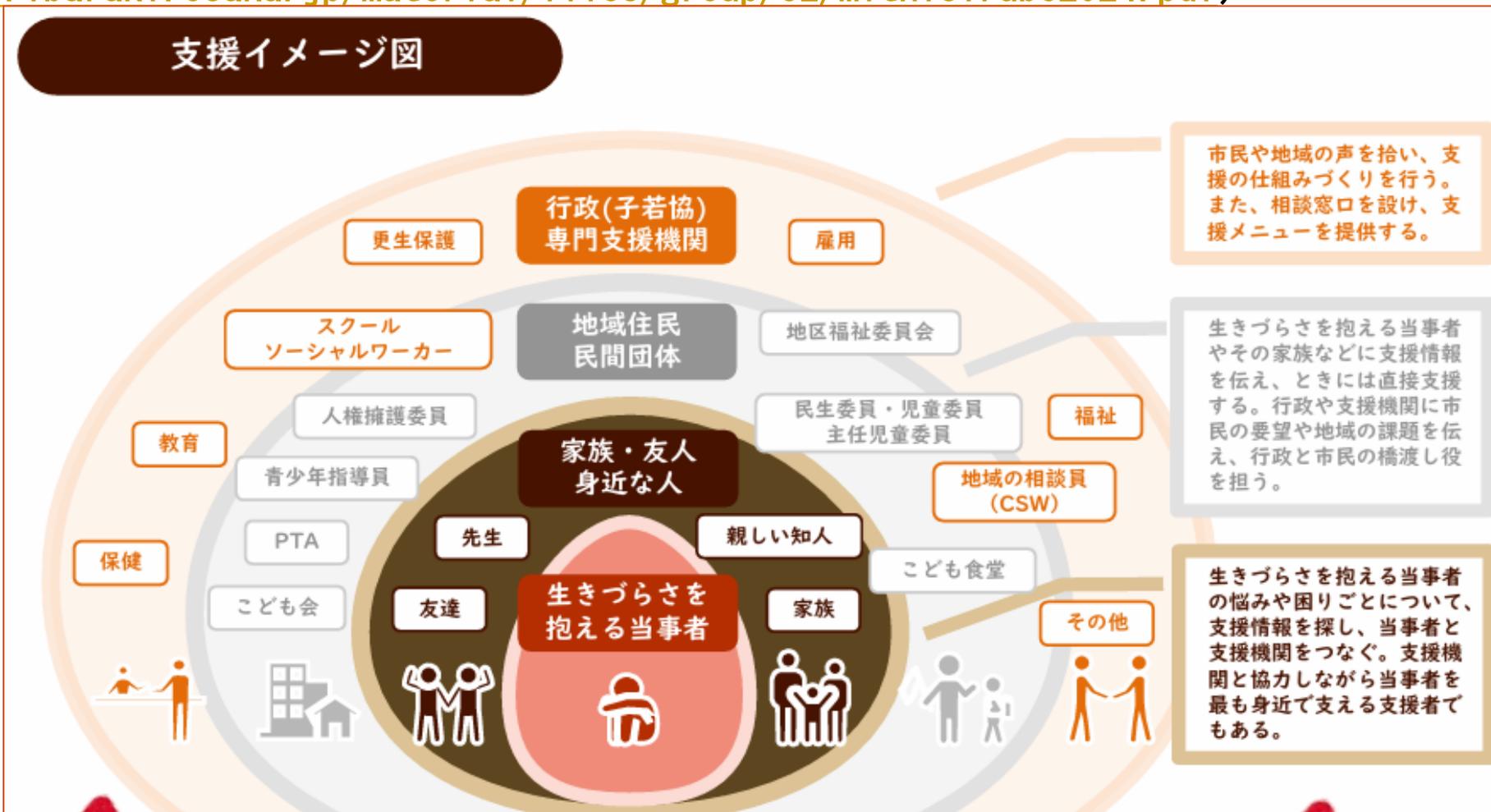


4. シームレスでトータルな子育て教育の地域共同システムづくり

- 茨木市（施行時特例市） 「茨木市相談機関への道しるべ」 p.3

(<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/material/files/group/32/mithisirube2024.pdf>)

支援イメージ図



おわりに

▪ 教育行政学の立場から更に探究をつづけたい。

▪ 謝辞

◇本報告は、JSPS科研費19K02864／22K02702（渡部昭男） JSPS科研費19K02465／23K02097（渡部（君和田）容子）の助成を受けた。

◇訪問聞き取り調査にご協力下さった自治体職員の方々に記して感謝を申し上げます。

▪ 近刊

渡部（君和田）容子・渡部昭男

『「こども計画」に活かせる自治体総合施策221例
子育て・教育の地域共同システム』日本標準

ご清聴、ありがとうございました

